

～ 人がつながる 未来につながる まちぐるみの教育 ～

宇治田原町読書活動推進計画 (第二次推進計画)

“ 幼少の頃から親しむ読書の町づくり ”



令和2年3月

宇治田原町教育委員会

目 次

はじめに	2
第1章 第二次推進計画の策定について	3
1 第二次推進計画策定の背景と趣旨	3
2 第二次推進計画の対象および期間	3
第2章 第一次推進計画期間における成果・課題と子どもの読書の状況	4
1 成果・課題	4
(1) 成果	
(2) 課題	
2 子どもの読書に対する意識や実態	5
(1) 本町子どもの読書に対する意識や実態	
(2) 保護者の読書に対する意識や実態	
第3章 第二次推進計画の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 基本的な方策	6
第4章 具体的な推進方策	7
1 家庭における読書活動の推進	7
(1) 家庭における読書活動の推進	
2 学校等における読書活動の推進	8
(1) 保育所・幼稚園における読書活動の推進	
(2) 小中学校における読書活動の推進	
3 地域社会における読書活動の推進	10
(1) 公立図書館における読書活動の推進	
(2) 公立図書館以外における読書活動の推進	
資料編	12
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	13
資料2 学校図書館法	15
資料3 宇治田原町読書活動推進計画の策定に係る意識・実態調査結果	17

表紙写真：宇治田原町奥山田 正寿院猪目窓

はじめに

保育所や幼稚園、小学校低学年の教室で絵本を読み始めると、子ども達の目が輝き、読み手の声に聞き入ります。身近な大人による読み聞かせは、子ども達の読書意欲を育み、イメージを膨らませ想像する楽しさを経験させることにつながります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」では、子どもの読書活動については、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とされています。

本町では、平成18年に「宇治田原町読書活動推進計画（第一次推進計画）」を策定し、子ども達が乳幼児の頃から読書に親しみ、児童、生徒と成長するに連れて、読書に関心を持ち、自ら学校図書館や宇治田原町立図書館（以下、町立図書館という。）に足を運び活用できるようになることを目指して取組を進めてきました。そして、社会総がかりで生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭をも巻き込み取り組んできました。

しかし、近年のICT（情報通信技術）の進展や子ども達の学習・課外活動等の生活の多様化と多忙化により、読書の時間が減少してきています。このような状況の中、子ども達が本に触れ、本を読む機会を増やし、読書の楽しさを知ることが必要であり、そのためにも、日々の生活の中で読書を取り入れていくことの大切さがあると考えます。

この度「宇治田原町読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定しました。これをきっかけとして、町民が一層本に触れ、読書の楽しさを知り、本に親しむ機会を増やせるよう取り組んでまいります。

令和2年3月

宇治田原町教育委員会

第1章 第二次推進計画の策定について

1 第二次推進計画策定の背景と趣旨

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、すべての子どもが自主的に読書活動を行っていけるよう、環境整備を推進していくことを基本理念として掲げられました。また、同法は、地方公共団体が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないことを規定しています。

本町においては、平成18年4月に「宇治田原町読書活動推進計画（第一次推進計画）」を策定し、幼児から大人までの幅広い世代で読書に関心を持ち、読書を生涯続けていくことができるよう推進してきましたが、策定後10年以上が経過し現在に至っています。その内容をみると、これからの時代に求められる読書活動を推進していくことを考えれば、改定の時期にきていると考えます。

また、学校教育の推進に当たっては、新学習指導要領が令和2年度からスタートするに当たり、これからの時代に求められる読書活動の趣旨を踏まえた内容に改めていく必要があります。

このような社会状況の変化を踏まえ、町全体の読書活動を一層推進していく必要があることから、ここに「宇治田原町読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定するものです。

2 第二次推進計画の対象および期間

今回の第二次推進計画の策定に当たっては、引き続き幼児から大人までの幅広い世代で読書に関心を持ち、読書を生涯続けていくことができるよう取組を推進していきます。

また、期間については今後10年間を見通した内容で計画づくりをしていくこととしました。そして、中間時点で推進状況を点検し、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

第2章 第一次推進計画期間における成果・課題と子どもの状況

1 成果・課題

(1) 成果

本町の第一次推進計画では、乳幼児の頃から読書に親しみ児童、生徒と成長するに連れて、読書に関心を持ち、自ら学校図書館や町立図書館に行き活用できるようにする、更には、子どもを通じて家庭をも巻き込み、学校・家庭・地域社会が一体となり読書活動を推進するとして、広く取組を進めてきました。

その結果、読書に関する現状については、推進計画に係る取組により読書に対する意識付けができ、読書量が少しずつ伸びてきました。学校図書館や町立図書館での、さまざまな取組により、町ぐるみで読書活動に関心が持たれ、読書量が一段と増加してきました。

保育所や幼稚園では、読み聞かせの時間を毎日設けたり、読書のコーナーや読書の日を設けて取組を行うなど、読書活動の推進に努められるようになりました。学校では、町立図書館との連携を図り団体貸出を行ったり、朝読書の取組を設定したりと、実態に応じたさまざまな取組が進められてきました。また、学校図書館司書の配置により、子どもの読書活動の一層の推進が図られました。町立図書館では、魅力ある図書館経営に取り組むなど、利用者が増える取組に努められてきました。

(2) 課題

しかし一方で、パソコンやスマートフォンの影響で、読書する時間が減少する、家庭で親が読み聞かせをする機会が減少するなど、課題も出てきています。

特に、小学校から中学校、高等学校と学年が進むにつれ、読書離れが進む傾向が見られます。

平成30年度の調査によると、学年が進むにつれ、読書が好きだという子どもは減るとともに読書時間も減少しています。その原因として、スマートフォンやゲームをする時間にとられたり、部活動や塾の時間のためにできなかったりと答えている実態が見られました。

また、保護者や大人においても、子どもと一緒に読書する時間は学年が進むにつれ、減少しています。仕事を持つ親の増加など、社会環境の変化が大きな原因と思われます。

2 子どもの読書に対する意識や実態

(1) 本町子どもの読書に対する意識や実態

ア 年長園児の意識や実態

本町では、町立保育所や私立幼稚園の読書に係る取組により、多くの年長園児が絵本が好きで、読み聞かせの時間を楽しみにしています。また、家庭では多くの年長園児が自分で絵本を選んだり、読んだりしています。そして、絵本を毎日読んでいる年長園児は3割ほどいます。

イ 児童生徒の意識や実態

本町の小学生や中学生の読書の状況は、学年が進むにつれて読書好きの子どもが減っていく傾向が見られます。また、同様に、読書する時間や機会が減っていく傾向が見られます。しかし、学校図書館の利用については、各校の読書に係る取組により、小学生では多くの児童が利用し、中学生では半数ほどが利用しています。

一方、町立図書館の利用も同様に、小学生では多くの児童が利用し、中学生では半数近くが利用しています。また、中学生の半数がスマートフォンなどを利用して読書していると答えています。

(2) 保護者の読書に対する意識や実態

本町の園児、児童、生徒の保護者の多くが読書は大事だと答え、家庭で読み聞かせをするなど読書に係る取組をされています。

しかし、読書が好きだと答える保護者は半数ほどとなっています。また、ほとんど読書しないと答える保護者は4割ほどおられます。

第3章 第二次推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、子どもの読書活動の重要性が記されています。第二次推進計画では、子どもが積極的に読書に親しみ、進んで読書する態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会において三者が連携し、社会総がかりで読書活動の機運を一層高めていくという、第一次推進計画の基本理念を引き継ぎ取り組んでいきます。

また、読書を通して、子どもは人を思いやる心を育てたり、基礎的・基本的な知識を習得したりします。そして、「ことばの力」が豊かに育まれることで、思考を深め自分の思いを表現することができるようになります。そのため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう読書活動を推進することが大切になります。

そこで、第二次推進計画では、“幼少の頃から親しむ読書の町づくり”を引き続き基本理念として取り組み、子どもの頃からの自主的な読書活動を大切に、読書を通して質の高い学力の基礎となる「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、心豊かな人間を社会総がかりで育成できることを目指して取り組むこととします。

そして、この基本理念を実現するために、3つの方策を立て取組を推進していくこととします。

2 基本的な方策

方策1 家庭における発達段階に応じた取組の推進

保護者が家庭において読み聞かせを行うなど、子どもが本に触れる機会を増やす取組の情報を提供し、小さいうちから身近なところで絵本や物語に親しむことができ、読書の習慣化につなげられるよう取り組みます。

また、保護者自身が読書に親しめるよう、大人の読書活動を推進するよう取り組みます。

方策2 保育所・幼稚園・学校における発達段階に応じた取組の推進

子ども達が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、生涯にわたる読書習慣を形成できるよう取り組みます。

司書教諭や学校図書館司書等を中心に、さまざまな取組を行うとともに、子どもが主体的に読書に取り組む環境づくりに取り組みます。

方策3 町立図書館を中心とした家庭・学校等・地域社会の連携した取組の推進

子どもや家庭、保育所・幼稚園、小中学校と町立図書館等との関わりが強まり、町民の読書活動が地域社会の中で活性化していくよう取り組みます。

第4章 具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

ア 努力目標

- ☆ 家庭において、読み聞かせなど子どもが読書に取り組むよう努めます。
- ☆ 読書活動に係るさまざまな取組について情報提供するなど、保護者が読書に親しめるよう努めます。

イ 家庭の役割

家庭は、基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場所です。読書習慣も同様に日常生活を通して形成されるものです。従って、小さいうちから絵本等に親しみ、進んで読書の習慣化につながるようにすることはたいへん大切なことです。

また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段としても重要なものです。

そのため、保護者が読み聞かせをしたり、一緒に読書したり、身近なところに図書を置いたり、一緒に町立図書館に出向いたりといったことが大切です。

ウ 具体的な方策

- 多くの家庭で読み聞かせ等が行われるよう啓発していきます。
- 国、府等が行う読書活動に係る取組について、積極的に情報提供します。
- 保育所、幼稚園、小中学校が行う読書活動に係る取組について、積極的に支援していきます。
- 町立図書館による読書活動に係る取組を、積極的に進めていくことができるよう努めます。

2 学校等における読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園における読書活動の推進

ア 努力目標

☆ 保育所、幼稚園において、絵本を通して言葉に対する感覚を養い、適切な言葉での表現力が身に付くよう、子どもが絵本に親しむことができる環境を整えるとともに、読書活動を積極的に推進します。

イ 保育所・幼稚園の役割

幼児期における絵本を通じた経験は、言葉に対する感覚を養い、状況に応じた適切な言葉の表現を使うことができるようになる上で重要です。

保育所保育指針においては、「日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。」と示されています。また、幼稚園教育要領においては、「先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意し聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる」と示されています。

そのためには、保育所、幼稚園の役割として、子どもが絵本に親しむことができる環境を作るように努めることが重要です。

ウ 具体的な方策

「ことばの力」を育み、心の成長を促すためには、幼児期における読書活動を保育所、幼稚園で積極的に推進していくことが重要です。

- 日々の活動の計画に読書活動を意図的に取り入れ、読み聞かせやお話を聞いたり、言葉で思いを伝え合ったりする時間を十分に確保できるように努めます。
- 子ども達が自由に絵本を手に取り読むことができるよう、子どもの身近な所に絵本を置くなど環境を整えます。更に、町立図書館と連携をとり、絵本の選定を行い、町立図書館の団体貸出を利用し、たくさんの本と出会い、楽しさに触れる機会を提供していきます。
- 保護者への働きかけとして、読み聞かせの様子を参観する機会や、保護者対象に読み聞かせを行う場を設け、読み聞かせの心地よさを味わい、大切さを知る機会を提供していきます。また、活動の中で子どもたちに読み聞かせを行った絵本を提供し、子どもがどんな絵本に関心を持ち、触れ親しんでいるかを伝え、家庭での読書活動の取組を啓発していきます。

(2) 小中学校における読書活動の推進

ア 努力目標

- ☆① 読書習慣の定着を目指します。
- ☆② 各教科で図書資料を活用した授業を展開し、学習教材としての図書資料の活用方法を、児童生徒自身が身につけられるように努めます。
- ☆③ 学校図書館の毎日の開館を目指します。
- ☆④ 校内の読書活動を推進するために、校内研修に努めます。

イ 小中学校の役割

- ① 国語科では、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度」「幅広く読書しようとする態度」「読書を通して自己を向上させようとする態度」を育てることが重要とされています。子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境を作ることが大切です。
- ② 教育活動の中で、「図鑑や辞典等を読んで利用すること」「情報を適切に用いて思考し、表現する能力を高めようとする事」を取り扱うこととされています。
生涯にわたって自ら学ぶ姿勢を育むため、並行読書など授業に関連する図書を身近に置くことや、レポートなどをまとめる中で知識を広げるなど、学習を補完したり、発展させたりするための読書活動についても、学校教育の中で指導していくべき内容であり、各教科で計画的に取り組む必要があります。
- ③ いつも開いていること、新鮮であること、訪れる児童生徒に働きかける学校図書館司書がいることは、読書への興味関心を持たせるための手立ての一つと考えます。
- ④ 読書活動の推進役となる教員にも、校内研修などを通して幅広く図書資料の活用及び収集の重要性の周知浸透を図る必要があります。

ウ 具体的な方策

- 学校図書館司書の配置を継続し、一層の活用を図ります。
- 小学校では、読書の記録（「大きくそだて こころの木」「読書貯金」等）の定着を図り、自分の読書を振り返ることができるようにします。中学校では、一人一冊おススメの本を紹介する「ブックツリー」等の取組を通して、読書の幅を広げることができるようにします。
- ブックバッグを定着させ、常に今読んでいる本（マイブック）が手元にあるようにします。
- 朝読書の時間を設定し、読書を楽しみ、集中して読書ができる場を作ります。
- 読み聞かせ・ブックトークなどの活動を行い、読書に親しむ児童生徒を増やします。
- 町立図書館との連携により、小学校の各学級への「団体貸出」を一層進めます。
- 図書委員（小学校では「子ども司書」）の活動として、読書週間の取組などで、児童生徒自らが開館・読書への啓発ができるようにします。
- 家庭での読書活動の取組を啓発します。

3 地域社会における読書活動の推進

(1) 公立図書館における読書活動の推進

ア 努力目標

- ☆ 図書館等におけるさまざまな読書活動推進の取組について、啓発に努めます。
- ☆ 町立図書館においては、学校図書館と連携し、子どもの読書活動推進の支援に努めます。また、幅広い年代の町民に対し、地域の身近な読書施設として、読書環境の向上と推進に努めます。

イ 町立図書館の役割

町立図書館は、地域において身近な場所であり、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得ることができるほか、読書について相談したりすることができる場所です。

おはなし会や、図書館にある本を活用した工作教室等の図書館事業の実施、薦めたい本の特集展示、学校等で活動するボランティアへの支援や本の選び方の助言等地域における読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割のもとに、一般の本と児童向けの本を分けて配置したり、その中でも更に乳幼児向けの絵本のコーナーや小学校高学年以上を対象とした読み物のコーナー、中高生を対象としたコーナーといった年齢・年代に応じた書架を設置する等、利用対象に応じて、利用しやすい環境づくりを進めています。

また、目が不自由になられた高齢者向けに、大きな文字の本を購入したり、書架で埋もれやすいサイズで近頃、話題書が多く見られる新書を集めたコーナーを設置するなど、利用層の傾向を見ながら、読書活動の推進に向けた取組を実施しています。

この他にも、町立図書館の様々な取組についての情報提供に努めるとともに、学年が進むにつれ、家庭での読書の割合が低下していることから、町立図書館と学校図書館の連携による貸出支援（U-Libnet）を行い、町立図書館に来館手段をもたない子どもへの貸出サービスの充実を図り、町立図書館を含めた読書施設の利用促進が進むよう支援します。

ウ 具体的な方策

今後も引き続き、上述の読書活動を推進する取組を続けます。

インターネットで町立図書館の本を検索できるツールや、本の検索をパソコン・スマートフォン等の画面だけでなく音声でも探せるサービスを開始して、利用者の利便性の向上を図ります。また、自身の読書の記録を残せる「本の通帳」の配布を開始する等、子どもから高齢者まで幅広い年代の利用者が、それぞれ読書活動を活発に行える取組を実施していきます。

(2) 公立図書館以外における読書活動の推進

ア 地域における具体的な取組の状況

各地域では、子ども達に様々な活動を提供されていますが、その一つに絵本の読み聞かせを行ったり紙芝居を披露している団体の活動があります。特に、園児や低学年児童へ行うことが多く、参加する園児や児童、保護者から高い評価を得ています。

宇治田原町立小学校では、読み聞かせ隊の方が児童に読み聞かせをしたり紙芝居を披露したりされています。宇治田原町立中学校では、図書館ボランティアの方が町立図書館職員の紙芝居実演指導の際にサポートに当たられています。

また、集会所等に図書を集め、子ども達が自由に読書できるような機会を設け、読書環境の整備に努めているところがあります。

このような地道な取組を多くの方々に紹介しながら、各地域で一層その取組が充実し、多くの子ども達の読書活動につながるよう進めていきます。

資料編

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

資料2 学校図書館法（昭和28年8月8日 法律第185号）

資料3 宇治田原町読書活動推進計画の策定に係る意識・実態調査結果

資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書課、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料2

学校図書館法（昭和28年8月8日 法律第185号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（設置者の任務）

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館（国立学校の学校図書館を除く。）の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

資料 3-1

「宇治田原町読書活動推進計画（第二次推進計画）」の策定に係る意識・実態調査結果（概要）

【保育園児調査】

対 象	保育所・幼稚園の年長組園児
内 容	読書活動の意識・実態
実施時期	平成30年11月
実施方法	年長組園児全員にアンケート
回収結果	26人

【保育園児保護者調査】

対象	保育所・幼稚園の年長組園児の保護者
内容	子どもの読書活動に関する意識・実態
実施時期	平成30年11月
実施方法	年長組園児保護者全員にアンケート
回収結果	27人

【小中学生調査】

対 象	小学校 2・4・6 年児童、中学校 2 年生徒
内 容	読書活動の意識・実態
実施時期	平成30年11月
実施方法	小学校 2・4・6 年生児童全員、中学校 2 年生徒全員
回収結果	小学校 2 年生83人 同 4 年生65人 同 6 年生78人 中学校 2 年生68人 計294人

【小中学生保護者調査】

対象	小学校 2・4・6 年児童および中学校 2 年生徒の保護者
内容	子どもの読書活動に関する意識・実態
実施時期	平成30年11月
実施方法	小学校 2・4・6 年児童および中学校 2 年生徒の保護者全員にアンケート
回収結果	小学校 2 年57人 同 4 年47人 同 6 年42人 中学校 2 年28人 計174人

【一般町民調査】

対象	高校・大学生、一般町民
内容	読書活動の意識・実態
実施時期	平成30年11月～平成31年 1 月
実施方法	町内高校・大学生および一般町民にアンケート
回収結果	高校・大学生26人 一般町民45人（保護者を含む一般町民246人） 計272人

資料 3-2

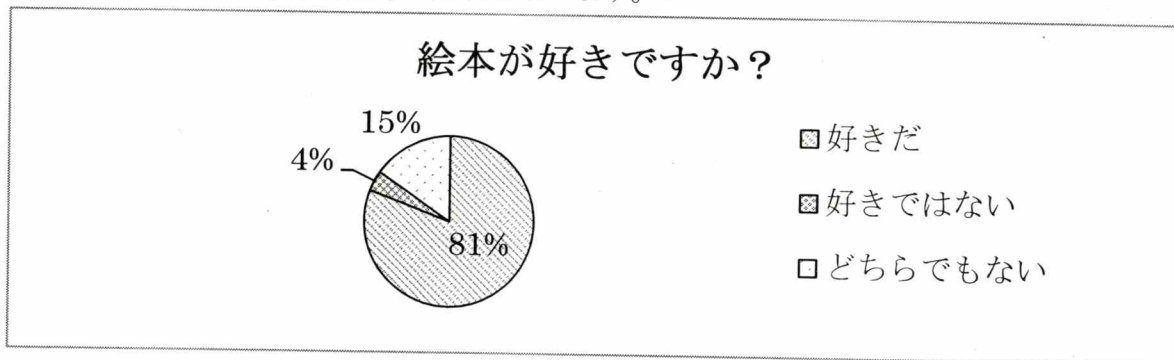
「宇治田原町読書活動推進計画（第二次推進計画）」の策定に係る意識・実態調査結果

1 保幼年長園児およびその保護者調査

(1) 保幼年長園児

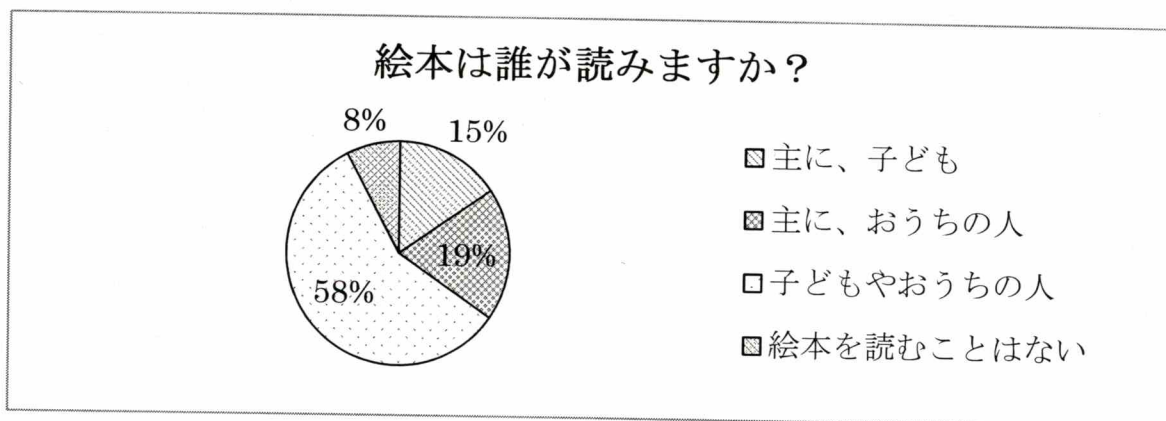
絵本が好きかについて

・年長園児の8割が絵本は好きだと答えています。



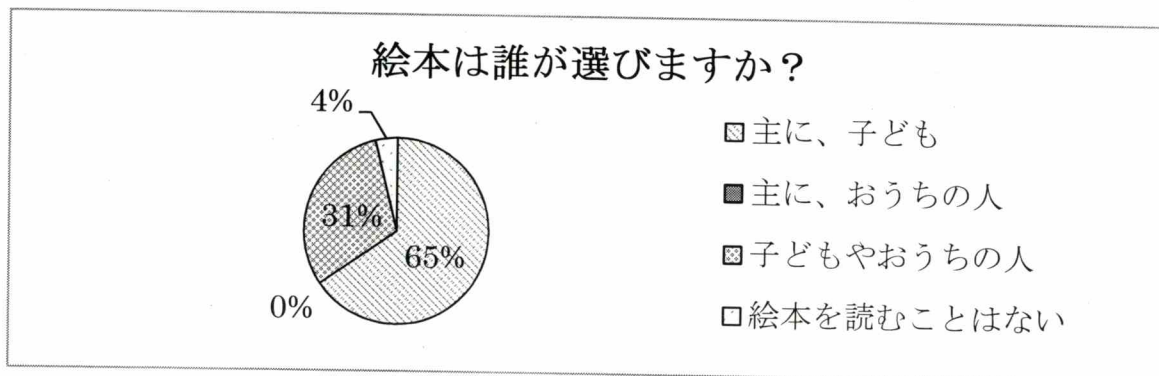
絵本を誰が読んでいるかについて

・おうちでは、7割を超える年長園児が自分で、又はおうちの人と一緒に絵本を読んでいると答えています。



絵本を誰が選んでいるかについて

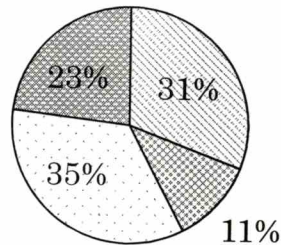
・おうちでは、ほとんどの年長園児が絵本を選んでいると答えています。



1週間にどれくらい絵本を読む機会があるかについて

・年長園児の3割ほどがほぼ毎日絵本を読んでいると答えています。

1週間に絵本を読む機会は？



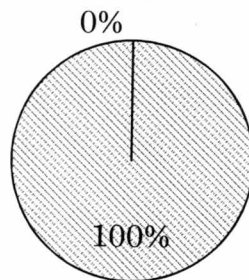
- ☐ ほぼ毎日
- ☒ 週の半分ぐらい
- ☐ 週に1～2回ぐらい
- ☒ ほとんど読まない

(2) 保幼年長園児保護者

読書は大事だと思われることについて

・年長園児の保護者の全員が、読書は大事だと答えています。

読書は大事だと思いますか？

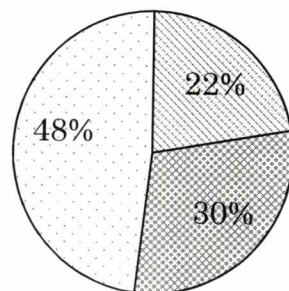


- ☒ そう思う
- ☒ そうは思わない

読書が好きかについて

・年長園児の保護者の2割ほどが、読書が好きだと答えています。

読書は好きですか？

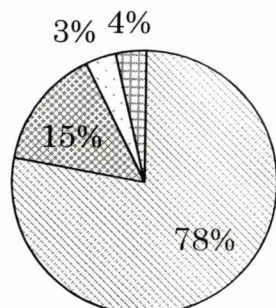


- ☒ 好きだ
- ☒ 好きではない
- ☐ 好きでも嫌いでもない

1ヶ月にどれくらい読書する機会があるかについて

- ・年長園児の保護者の8割近くが、ほとんど読書しないと答えています。

1ヶ月の読書の量



- ほとんど読まない
- ▨ 1～5冊ぐらい読む
- 6～10冊ぐらい読む
- ▩ 11冊以上読む

子どもの読書活動を推進するための手立てについて（主な意見）

- ・一緒に図書館に行ったり、一緒に本を選んだりする。
- ・その子の興味のある本を薦めてみる、お手紙にして送ってみる。こんな本がありますよ、というような手紙が来るとうれしそうです。
- ・読書時間を設ける。10分でもいいので時間をとり、図書館などで本を借りて読む時間があればいいと思います。
- ・子育て中のため読んであげる時間があまりありませんが、子どもには絵本をたくさん読んであげたいので図書館でよく借ります。年齢に応じた絵本を探すのに苦労するので、年齢別に紹介していただきたいです。
- ・我が家では一日の終わり、寝る前を読書時間としています。小さい頃から絵本に触れさせてきたので、子ども達は絵本が大好きです。今は親が読み聞かせをしています。小さい頃から絵本がある空間を作ると自然と絵本が好きになり、将来、本を読む子になると思います。
- ・身近な大人が本のおもしろさを伝える。
- ・目につくところ、手の届くところに本を置くようにしたいです。
- ・園や学校での読み聞かせの機会を増やす。
- ・幼稚園に“出張図書館”がお薦めの本を持って来てくれると楽しいですね。
- ・生活の中で常に疑問を感じたり不思議に思ったことを、できる限り早く本を開いて読み聞かせをする。好奇心を覚える子どもの世界を準備してやり、楽しく学習できる時間と、図鑑などで調べ興味を持たすことです。

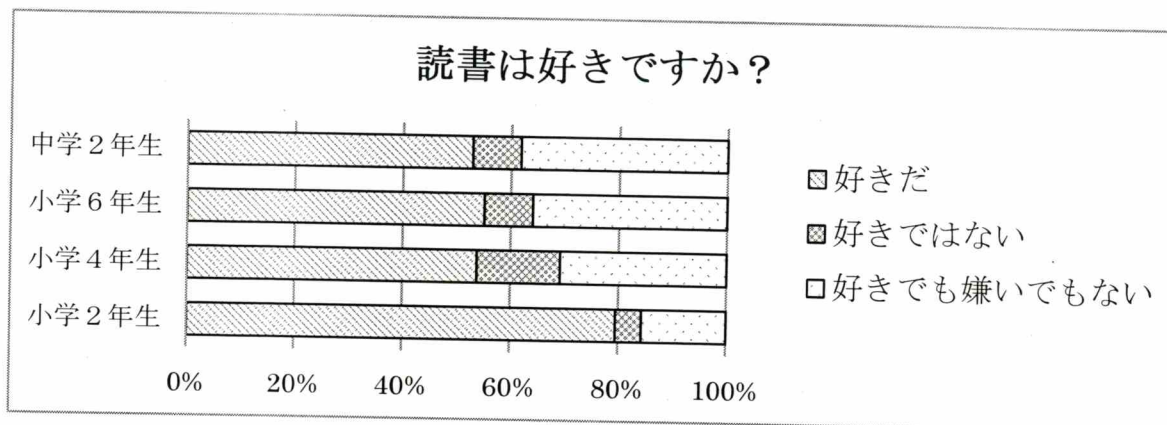
（寄せられた意見の中で主な意見を、整理して掲載しています。）

2 小学2年・4年・6年児童、中学2年生及びその保護者調査

(1) 小学生児童・中学生生徒

読書が好きかについて

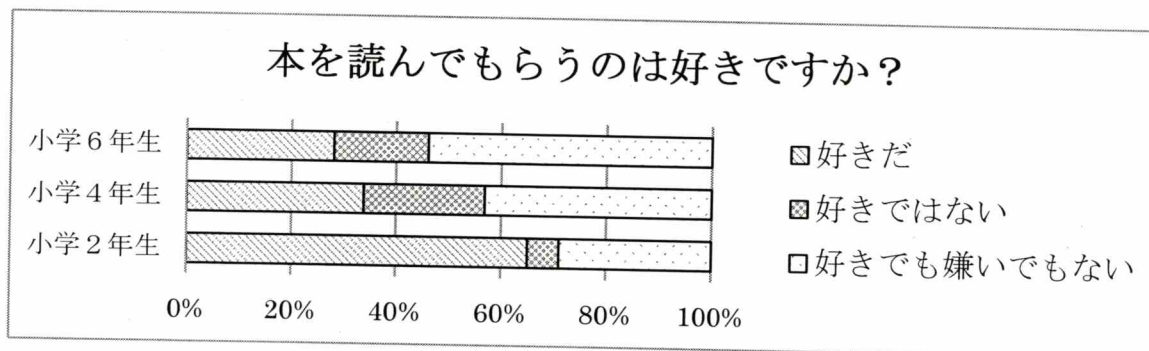
- ・小学2年生の児童の8割ほどが読書は好きだと答えていますが、小学4年生以上になると半数ほどとなっています。



本を読んでもらうのが好きかについて

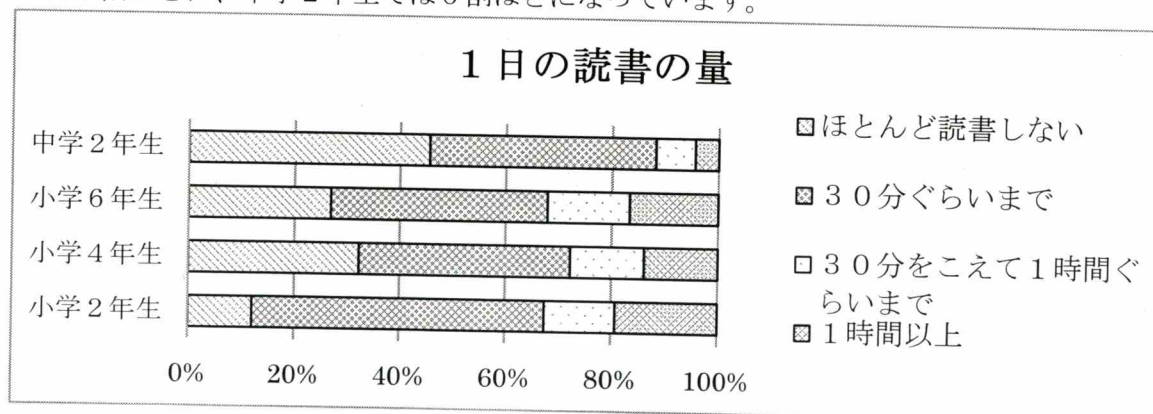
※小学生のみの設問

- ・小学2年生の6割以上が本を読んでもらうのが好きだと答えていますが、小学4年生以上になると3割程度になっています。



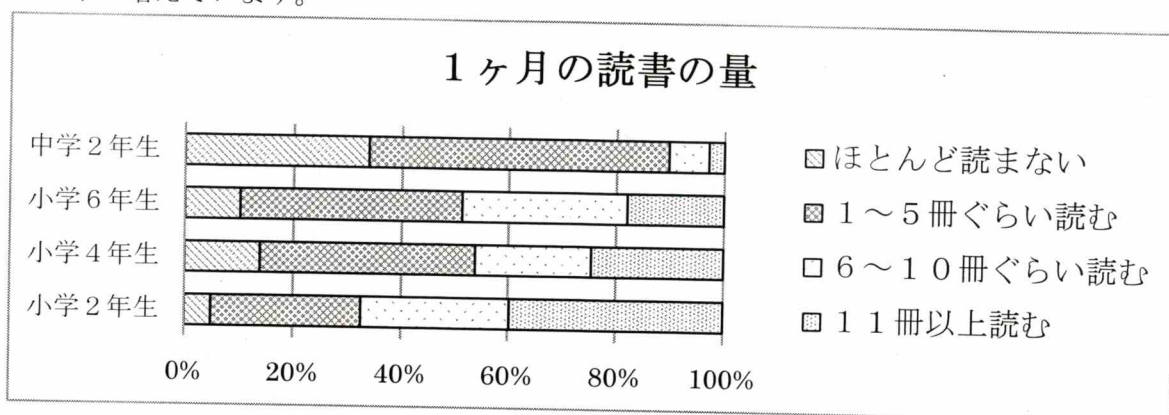
1日にどれくらいの時間、読書するかについて

- ・小学2年生では9割ほどが1日に30分以上読書すると答えていますが、小学4・6年生では7割ほどに、中学2年生では6割ほどになっています。



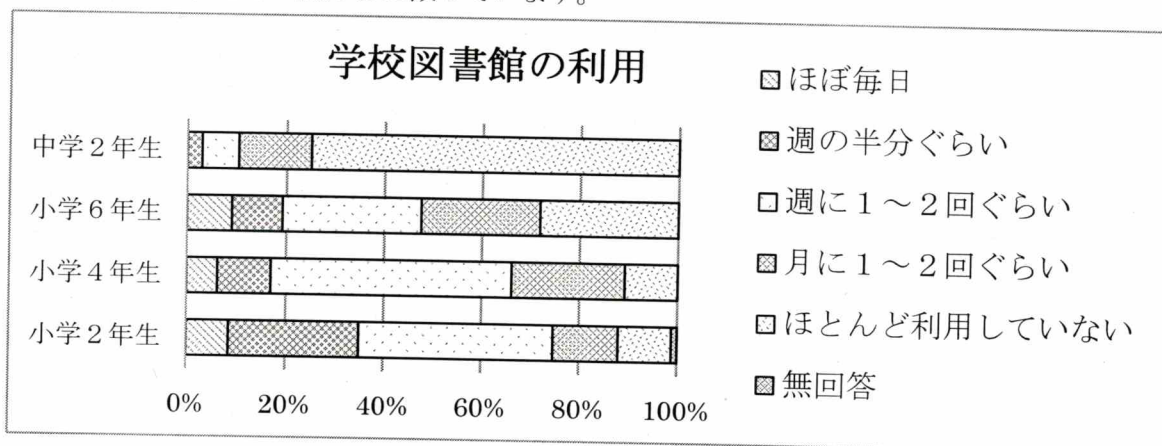
1ヶ月にどれくらい読書する機会があるかについて

- ・小学2年生ではほとんどの児童が読書すると答えています、学年が進むにつれて読書しない子が増えています。



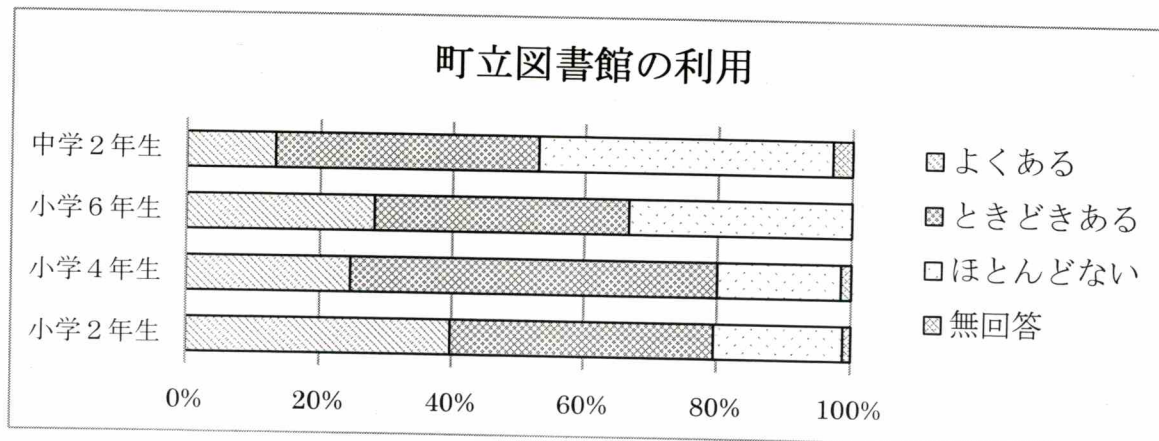
学校図書館をどれくらい利用するかについて

- ・小学4年生までは9割ほどが学校図書館を利用していると答えています、小学6年生で7割、中学2年生で3割ほどに減っています。



町立図書館をどれくらい利用するかについて

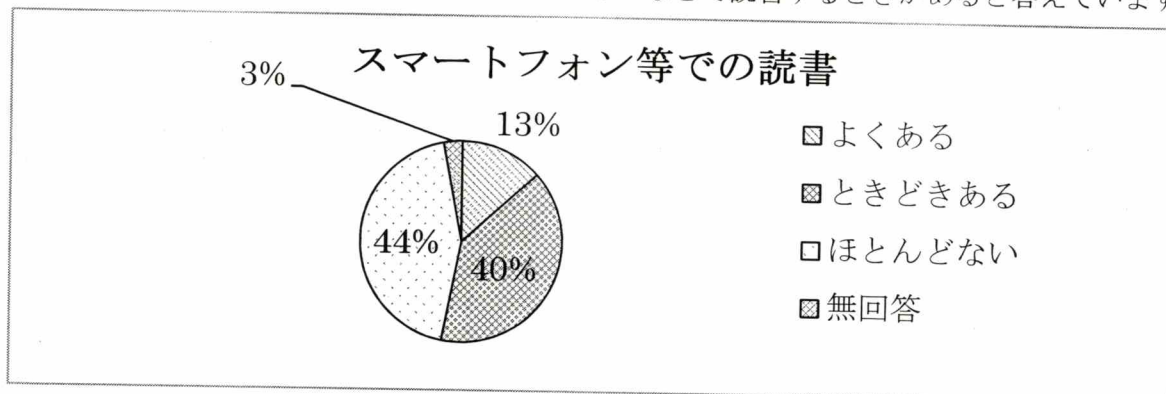
- ・町立図書館の利用は、小学校中学年までは8割ほどで、それ以降は学年が進むにつれて減っています。



スマートフォンなどで読書するかについて

※中学生のみの設問

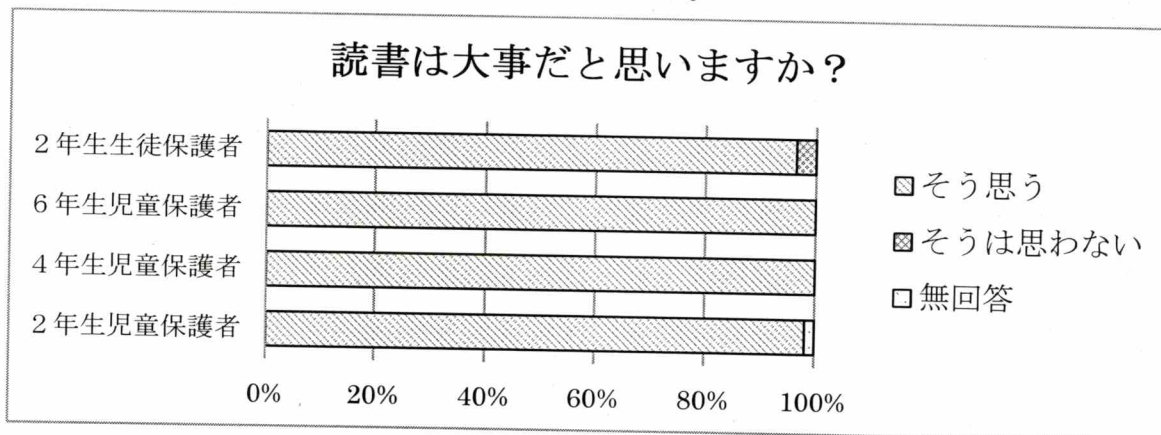
・中学2年生では半数以上の生徒がスマートフォンなどで読書するときがあると答えています。



(2) 小中学生保護者

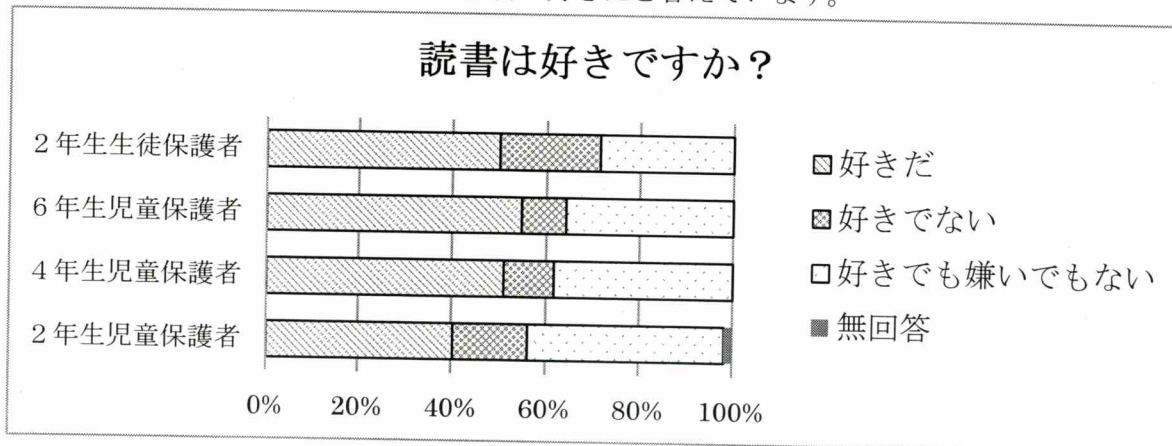
読書は大事だと思われることについて

・どの学年の保護者も、読書は大事だと思っています。



読書が好きかについて

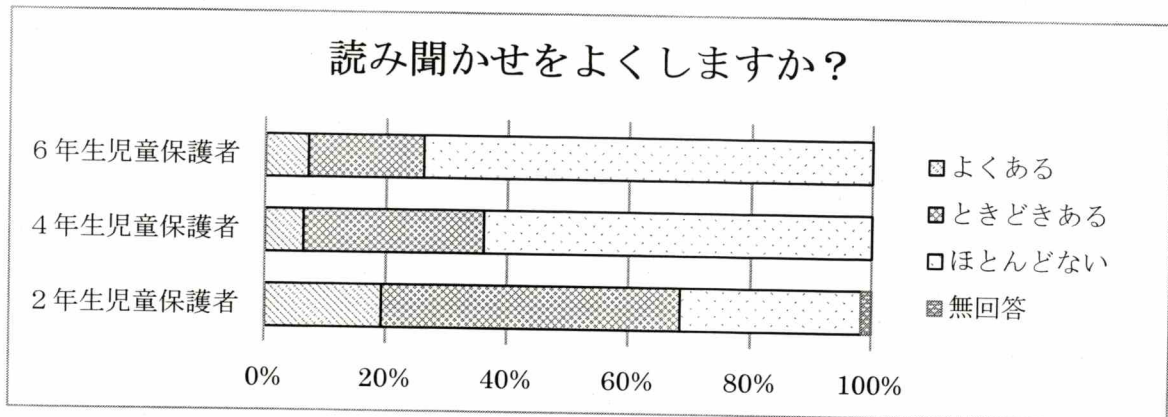
・どの学年の保護者も、半数ほどが読書が好きだと答えています。



子どもに読み聞かせをすることについて

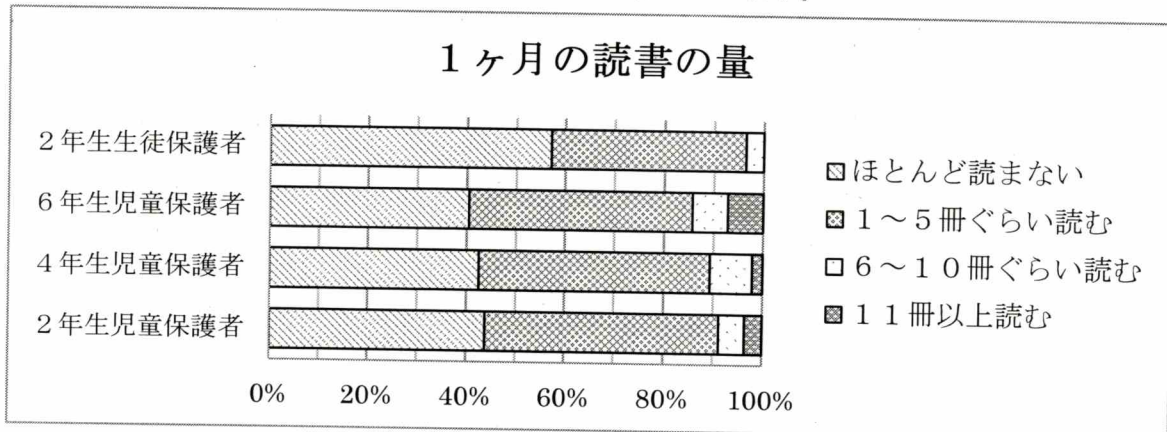
※小学生のみの設問

- ・小学2年生児童の保護者の7割近くが読み聞かせをしていると答えていますが、学年が上がるにつれて少なくなっています。



1ヶ月にどれくらい読書する機会があるかについて

- ・どの学年の保護者も半数ほどが読書していると答えています。



子どもの読書活動を推進するための手立てについて（主な意見）

- ・「読書」というものを、わざわざ「せねばならぬこと」とせず、毎日普通にあるものとして、情報交換をしたり、興味を持ち合うことがよいかと思います。子どもの読むものを、マンガであれ何であれ、否定せぬようにしています。
- ・学校で公立図書館に連れていってもらえる機会があれば新鮮でいいと思います。
- ・親が本を読んだり（姿を見せたり）、読み聞かせをしたりする。
- ・本に触れるという意味で、定期的に町立図書館に行って本を借りています。強要するのではなく、自主的に本に触れる機会を与えてみて、低学年のうちは親も一緒に読んでみるのもよいのではと思います。自分が子どもの頃に読んだ本があると子どもに薦めてみたりしています。親子の会話の中でまた、そういった話があると本を手にすることもあるので、読書の時間が作れるのではないかと考えています。
- ・読書貯金は数字を見せているだけなので小さな数字ではなく、難しいかもしれませんが、大きな紙に分かりやすくグラフに表すなど、迫力のある感じで表現すると分かりやすくいいのではないかなと思います。

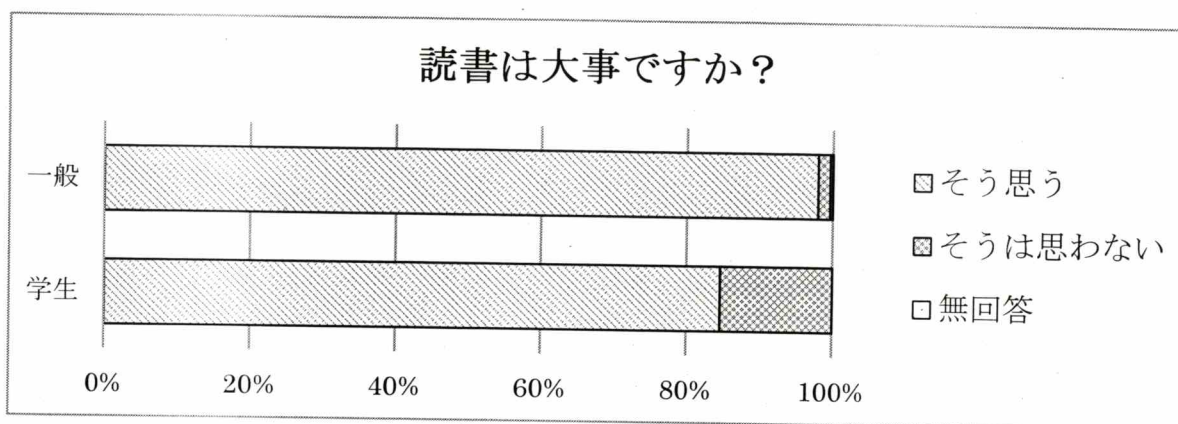
- ・クラスで課題図書を決めて、1人何日かずつで本をまわすのはどうでしょうか。同じ本でも人によって感じ方が違って面白いと思います。学校へ来てくださる読み聞かせをととても楽しみにしています。
- ・保護者に図書室の見学をする機会があるのもよいかもしれません。
- ・毎月、課題本を決めて取り組む。
- ・子ども達が好きな本を選んで皆の前で読み聞かせをする機会があればと思います。
- ・定期的に、子ども達にどんな本が読みたいかリクエストしてもらい、図書室のリクエストコーナーに置いてあげたり、5冊、10冊読書ができればシールがもらえたりすると喜んで本を手にしてくれそうな感じがします。
- ・本の紹介がわかりやすく書かれていたら、興味があれば読もうと思います。また、その時の気分によっても読みたいものが変化するので、「元気になる本コーナー」「涙が出てくるコーナー」などの分類も楽しいと思います。
- ・時々は今も読み聞かせをお互いに順番に読んだりもします。幼い頃から本がすぐ近くにあれば、自然と楽しいという意識を持つていくのかなあとと思います。おはなし会はお薦めしたい。
- ・本から学ぶ経験が必要で、想像力を育む本、知識を身につけさせる本、知恵を生かす本など、大人が意図をもって子どもに与えることが必要です。
- ・自分だけでなく皆で一緒に読む時間を作ることや、それぞれ1冊以上の本を1週間で読み切るなど、本と親しむ環境を家庭内で作ることが大切だと思いました。
- ・興味のあること（例えば、好きなスポーツや人物など）の読み物は、気軽に手にとりやすいので分野やキーワードで検索しやすい手助けがあればよいのではないかと考えます。書物が身近なものになるよう、図書室や公立図書館を訪れる機会が増えれば興味もわきやすいかもしれません。スタンプラリーのような取組も好きな子は有効に活用すると思います。家庭への啓発活動も同時に進める必要があると思います。
- ・幼少期からが大切だと思いますが、本を読むことによって何を得られるのかを知る取組が必要だと思います。読まない子の興味を引くような簡単な内容の説明など、個人個人に対応しないとなかなか難しいと思います。年齢に応じた流行の本なども、うまく宣伝すれば、読んでみようというきっかけになるかと思います。授業で本の紹介をどんどん取り入れて、子どもの好奇心に働きかける努力をして欲しいと思います。
- ・学校の「朝読書」はとても良いと思います。みんなで読書することで習慣になり、他人の本にも興味を持つと思います。
- ・自分が小学生の頃に読んだ本を薦めたところ、同じシリーズ、同じ著者の他のシリーズも読んでいるようです。自分が昔読んでいた本を子どもが読んでいると、共通の話題もできてよいと思います。
- ・授業でわからないことがあるとき、グループに分かれて、まずは図書館で本を借りてグループで答えを導き出すとか、ゲーム感覚で本を探して、本を見る機会を授業中に取り入れるとか、どうでしょうか。

(寄せられた意見の中で主な意見を、整理して掲載しています。)

3 一般町民調査

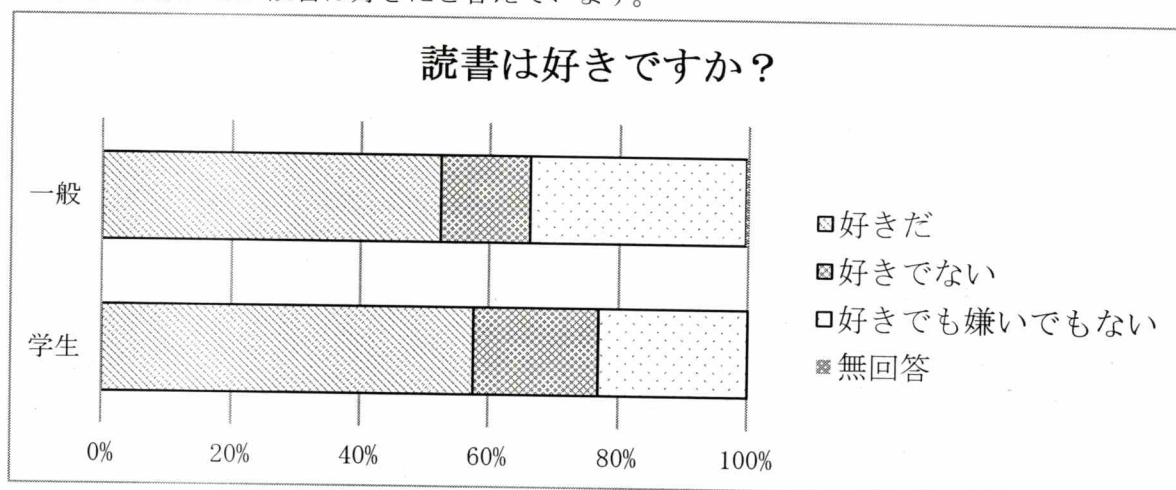
読書は大事だと思われていることについて

・町民のほとんどが読書は大事だと思っています。



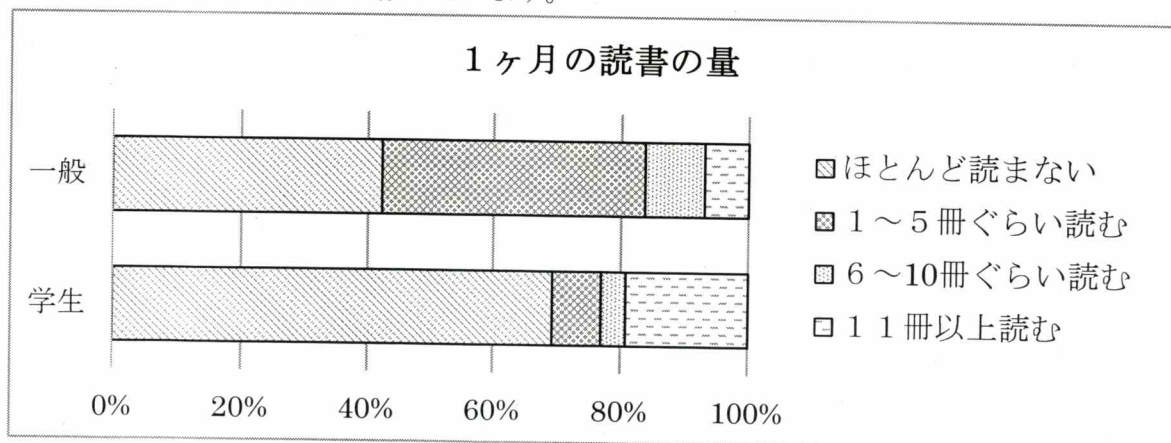
読書が好きかについて

・町民の半数ほどが読書は好きだと答えています。



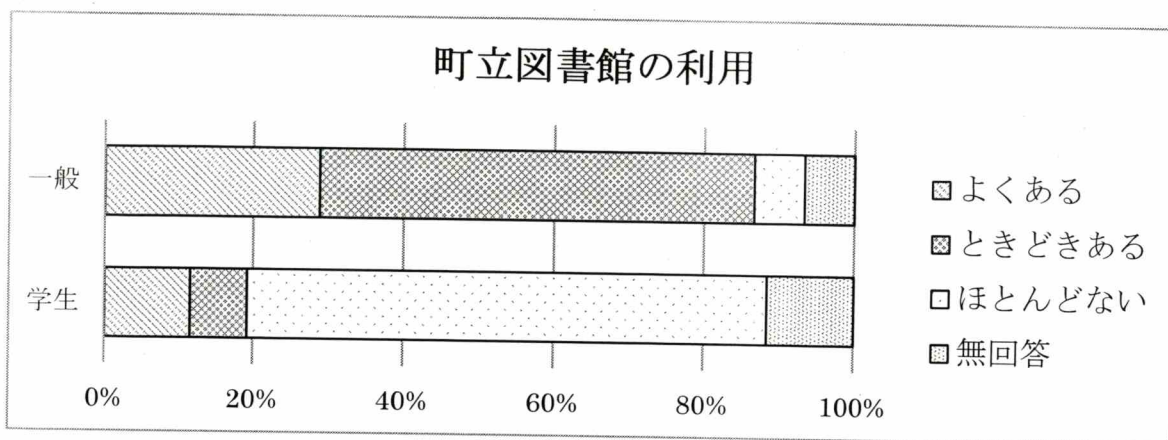
1ヶ月にどれくらい読書する機会があるかについて

・町民が1ヶ月に読書する機会については、半数以上が読書の機会をもっていると答えています。学生では3割ほどに減っています。



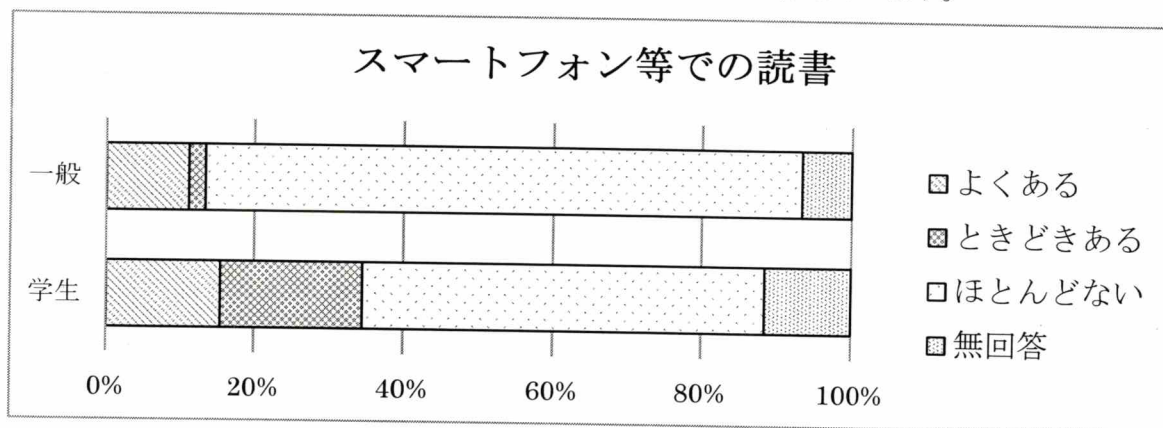
町立図書館をどれくらい利用するかについて

・町民の8割以上が町立図書館を利用していると答えていますが、学生の多くは利用していないと答えています。



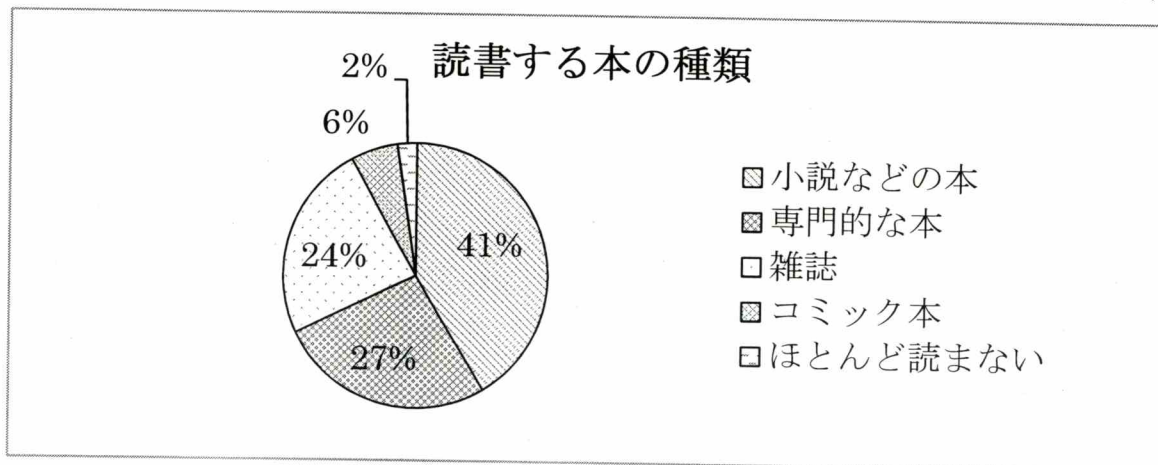
スマートフォンなどで読書するかについて

・学生の4割近くが、スマートフォンなどで読書していると答えています。



どんな本を読むかについて

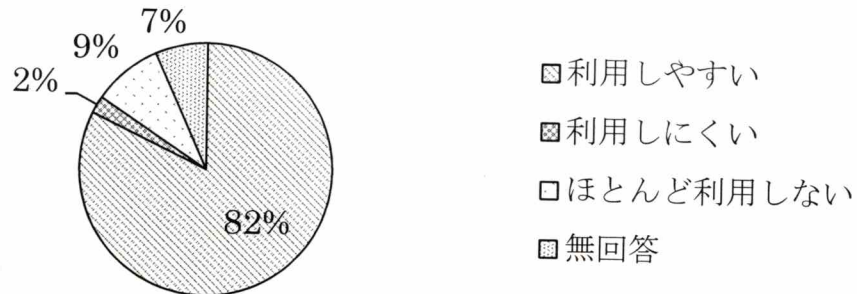
・町民は、小説などの本では4割が、専門的な本では3割ほどが読んでいると答えています。



町立図書館は利用しやすいかについて

- ・町民の8割が、町立図書館は利用しやすいと答えています。

町立図書館の利用のしやすさ



更に読書するための手立てについて（主な意見）

- ・町立図書館主催の一般町民向けの読書会や朗読会があれば読書好きの方が集まる機会ができてよいと思います。あまり堅苦しくならない集まりがいいですね。
- ・新刊本をもっと揃えてください。（幅広いジャンルで）
- ・お薦めのポイントなど、内容がわかりやすい説明があると手に取ってみようという気になると思います。
- ・今まで読んだ本の情報が自分でわかるとうれしい。また、携帯から予約ができると借りやすい。
- ・本の楽しみや面白さを子どものうちから教えてあげる。画面から与えられるのではなく、何度も繰り返し考えながら、進めることの楽しさを覚えさせることの大切さを知らせることも大切ではないかと思います。
- ・町立図書館に興味ある分野の本がたくさんあれば利用したい。年を取ってきて、自分で町立図書館へ行くのが困難になったとき、家へ宅配してもらう制度はつくれないでしょうか。
- ・町立図書館の蔵書数が少ないと思うので、もう少し本や本の種類を増やしてほしい。
- ・直木賞や芥川賞などの作品をそろえて読書を勧めておられたのはよかった。
- ・自分の知らないことをもっと知りたいと思い図書館に来ています。本をゆっくり選ぶ時間がないので、人気のある本やお薦めの本がすぐにわかるとういと思います。
- ・本をお返しするときにもっと近くに返却所があればと思っています。文化センターに来ていても、返すことを考えてしまい、まあいいかと遠のくことがあります。役場、スーパー等に返却所があれば助かりますが・・・。
- ・先日テレビ番組で健康長寿NO. 1の山梨県は、図書館利用率が全国NO. 1だったそうです。スポーツ・食事と健康長寿はいろいろ言われますが、図書館利用と聞いてビックリです。小さい頃からの読書習慣はもちろんです、図書館でゆっくり本を読める環境も大事だと思います。今は、本をゆっくり読める環境がないと感じます。

（寄せられた意見の中で主な意見を、整理して掲載しています。）